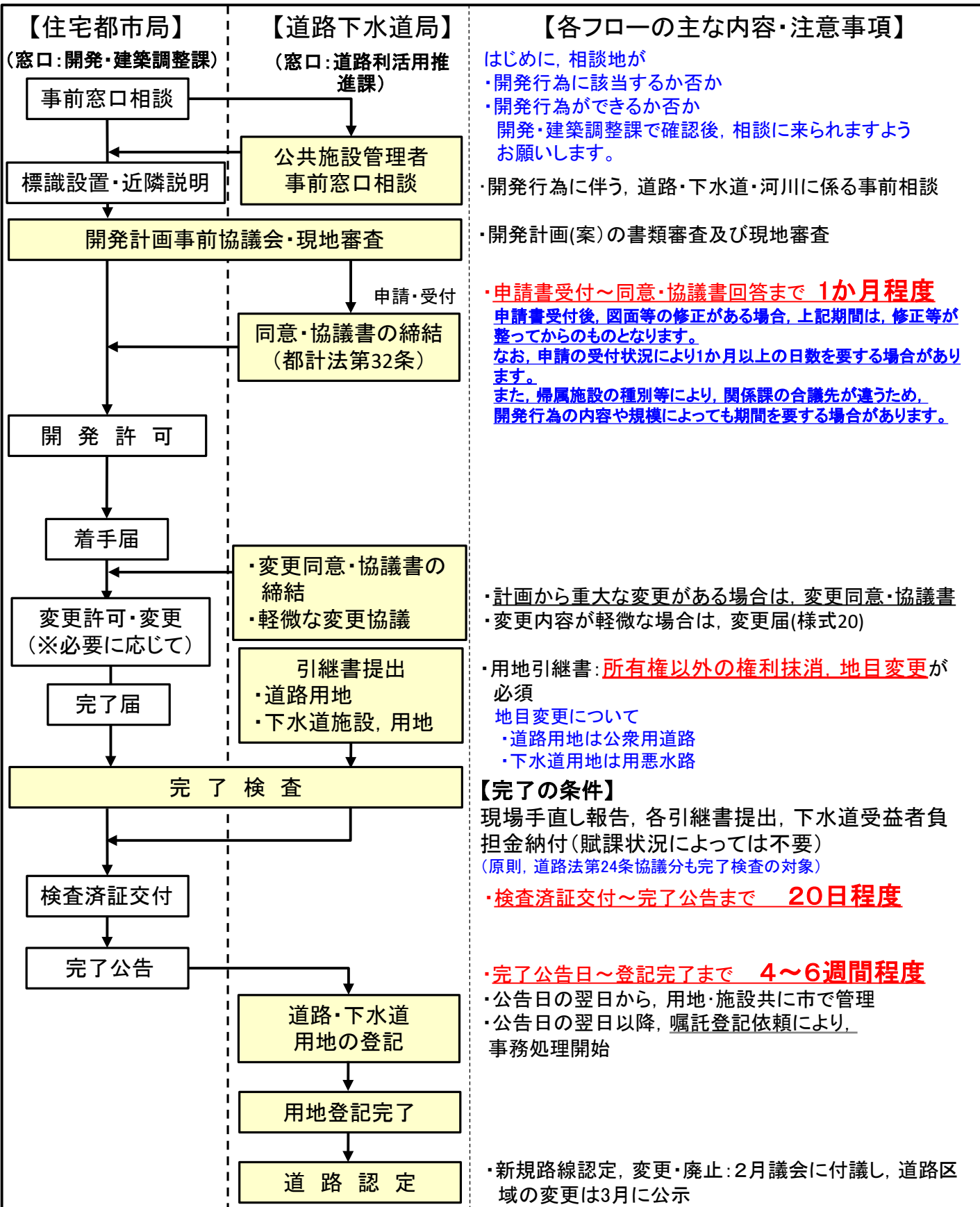


# 開発行為に伴う管理者の同意協議フロー(道路・下水道・河川)

令和4年4月時点



## 【各フローの主な内容・注意事項】

- はじめに、相談地が
  - ・開発行為に該当するか否か
  - ・開発行為ができるか否か
 開発・建築調整課で確認後、相談に来られますようお願いいたします。
- ・開発行為に伴う、道路・下水道・河川に係る事前相談
- ・開発計画(案)の書類審査及び現地審査
- ・**申請書受付～同意・協議書回答まで 1か月程度**  
 申請書受付後、図面等の修正がある場合、上記期間は、修正等が整ってからとなります。  
 なお、申請の受付状況により1か月以上の日数を要する場合があります。  
 また、帰属施設の種別等により、関係課の合議先が異なるため、開発行為の内容や規模によっても期間を要する場合があります。
- ・計画から重大な変更がある場合は、変更同意・協議書
- ・変更内容が軽微な場合は、変更届(様式20)
- ・用地引継書: **所有権以外の権利抹消、地目変更**が必須  
 地目変更について
  - ・道路用地は公衆用道路
  - ・下水道用地は用悪水路
- 【完了の条件】  
 現場手直し報告, 各引継書提出, 下水道受益者負担金納付(賦課状況によっては不要)  
 (原則, 道路法第24条協議分も完了検査の対象)
- ・**検査済証交付～完了公告まで 20日程度**
- ・**完了公告日～登記完了まで 4～6週間程度**
- ・公告日の翌日から、用地・施設共に市で管理
- ・公告日の翌日以降、嘱託登記依頼により、事務処理開始
- ・新規路線認定, 変更・廃止: 2月議会に付議し、道路区域の変更は3月に公示

注記) 上記のフローに示している期間(日数)は、一般的な目安であり、開発行為における協議の内容により、期間が延びる場合がありますので、ご了承下さい。